

市・県民税の申告受付

市役所 4階大会議室で 3月15日まで

市は、市・県民税の申告受付を市役所本庁舎4階大会議室で3月15日まで（土・日曜日を除く）行っています。

受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。なお、平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、平成28年度市・県民税の申告をする必要ありません。

また、次の日程で出張受付も行います。

＜出張受付＞

◇上石津地域事務所／3月1日（火）～4日（金） 午前9時～午後4時

◇情報工房5階スィンクホール／3月9日（水） 午前9時～午後4時

いずれの申告会場も、受付、記載（一般・収支）、税額計算の各コーナーを経て、申告書を提出します。申告がスムーズに

進むよう、次の2点にご協力ください。

- ① 昨年の控えを参考に自分で記入する自書申告
 - ② 事前に医療費領収書の計算や収支内訳書を作成
- 申告期限間近になると、会場は大変混雑します。申告書のほか、各種証明書や領収書などの必要書類を確認していただき、できるだけ早めに申告を済ませてください。
- 詳しくは、課税課市民税G（☎47-8179）へ。



申告会場の様子

固定資産の価格の縦覧

市内に土地や家屋を所有する人（納税者）は、固定資産の価格などの縦覧ができます。

縦覧は、納税者の皆さんが所有する市内の土地や家屋の価格について、他の土地や家屋と比較・検討していただくための制度です。

- * とき／4月1日（金）～5月2日（月） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- * ところ／課税課、上石津・墨俣地域事務所（各地域事務所は管内地域のみ縦覧）
- * 持ち物／平成28年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの
- * 問合せ／土地については課税課土地G（☎47-8168）、家屋については同課家屋G（☎47-8178）へ

災害時や環境学習に活用

電気自動車の貸与式



電気自動車の普及を図る日産自動車㈱の事業の一環で2月21日、車両貸与式が行われました＝写真＝。

同社から無償貸与された車はワゴン型の電気自動車「e-NV200」で、貸与期間は3年間。1回の充電で190kmの走行が可能で、非常時には車内のコンセントを介して一般家庭2日分の電力も供給できます。

今後は、環境学習やイベントなどのほか、災害時などの電源設備として活用していく予定です。

ご家族全員で交通災害共済に

— 新年度の申込書は3月上旬に郵送 —

市は、平成28年度の大垣市交通災害共済の加入受付を始めます。この共済は、交通事故にあったとき、死亡の場合は100万円、傷害の場合は程度に応じて1万円から15万円までの見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

年度途中から加入することもできますが、年度当初からご家族全員での加入をお勧めします。



- * 対象／市内在住・在勤・在学の人
- ※ 4月に小学校へ新入学する児童は、入学祝いとして会費が無料になるため、加入手続きは不要
- * 有効期間／4月1日～平成29年3月31日
- * 会費／1人年額400円
- * 申込／3月25日までに、申込書（3月上旬に郵送）に会費を添えて、市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へ ※出生や転入などによる追加人員がある場合や、3月26日以降に申し込みをする場合は、生活安全課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターへ
- * 問合せ／生活安全課（☎47-7386）へ

中小企業・勤労者の皆さん ご利用ください 低利率な融資制度

市は、中小企業の皆さんの経営を支援するため、融資制度を設けています。この制度では、低い融資利率、利子の補給などの優遇措置が受けられます。

このほか、勤労者の皆さんを対象にした生活資金を融資する制度なども設けています。

いずれの融資も、市税完納が要件で、審査結果によって利用できない場合があります。

詳しくは、各金融機関または商工観光課（☎47-8596）へ。

融資種類	資金用途	融資対象者	融資条件など	
中小企業者向け融資	中小企業振興資金	市内で中小企業を営むまたは営もうとする個人・法人	限度額 利率 期間 利子補給率	5,000万円 年1.5% 10年(運転資金7年)以内 融資利率の1/2以内
	中小企業小口資金	市内で中小企業を営む個人・法人(岐阜県信用保証協会の信用保証を利用していただく必要あり)	限度額 利率 期間 利子補給率 保証料補助	1,250万円 年1.3%または1.5% 8年(運転資金5年)以内 融資利率の1/2以内 信用保証料の全額
	中小企業経済変動対策特別資金	【資金用途】運転資金 【融資要件】市内で中小企業を営む次のいずれかを満たす個人・法人 ①直近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少 ②直近決算で欠損が生じている ③中小企業信用保険法第2条第5項の認定者 ④東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領の認定者	限度額 利率 期間 利子補給率	5,000万円 年1.15% 7年以内 融資利率の1/2以内
勤労者向け融資	勤労者生活資金	教育費、医療費、冠婚葬祭費など生活に必要な資金	限度額 利率 期間	200万円 年2.51%(固定) 5年以内 元利均等の月額償還。繰上償還やボーナス併用可
	勤労者住宅資金	市内に自ら居住する住宅の新築、増改築、購入に必要な資金	限度額 利率 期間	1,000万円 年2.36%(固定) 20年以内